

# 平成20年第1回(1月)みなかみ町議会臨時会会議録

平成20年1月17日(木曜日)

---

## 議事日程 第1号

平成20年1月17日(木曜日)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第2号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 5 議案第3号 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 6 字句等の整理委任について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

1番	前田善成君	11番	久保秀雄君
----	-------	-----	-------

---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

---

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長補佐	岡村章君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

## 開 会

午前10時10分開会

議長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

本日は、早朝より議会運営委員会、そして全員協議会、また、ただ今から、臨時議会、大変にご苦労さまでございます。

平成20年1月17日、暦の上では小正月でありますけれども、私達においては、何時までもお正月気分ではおられません。

当町には数多くのスキー場を抱えておりますが、昨シーズンに続き降雪が少なく、道路の除雪費用は助かる反面、除雪を業とする関係者の立場、スキー場関係者の今後の対応など、いろいろと複雑な気持ちであります。まずは新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成20年第1回（1月）みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

## 町長あいさつ

議長（傳田創司君） 本臨時会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 1月臨時議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、平成20年の新春を寿ぎ、議員各位のご多幸をお祈り申し上げます。

昨年中は町政の各般にわたり、ご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私の役割は、「財政再建」と「夢のあるまちづくり」であります。本年も危機意識を保ちながら、夢と希望の町政を進める決意であります。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年末から平成20年度予算編成指針に基づいて、編成作業に取り組んでおりますが、今最も憂慮すべき問題は、道路特定財源の行方です。

ご案内のように、暫定税率の期限は3月末日までですが、これが延長できませんと、国県ばかりでなく、本町でも大きな歳入欠陥が生じてしまい、道路行政の推進に多大な支障が出るからであります。

具体的に、本町に則して申し上げますと、仮に暫定税率が廃止された場合の影響は、

地方道路譲与税が900万円の減、自動車重量譲与税が1億500万円の減、自動車取得税交付金が4,200万円の減で、合計1億5,600万円が減額となります。

また、国の配分が削減されて、地方道路整備臨時交付金制度が、これは補助率が55%であります。この事業が継続できなくなると、国費の約1億円が減額され、併せた影響額は2億6千万円になります。

このような事態になりますと、本町の道路事業費 8 億円のうち、その 3 分の 1 に当たる財源が減額となり、これに伴って予算編成もままならず、臨時交付金制度で予定している関口橋の架け替え等もできなくなります。

加えて、県においては、道路事業費の 4.6% に当たる 22.6 億円が減額となり、これも含めた市町村財政への影響は甚大であり、本町の道路整備計画に著しい停滞が懸念されます。

このような危惧を打破するためには、暫定税率の延長しかありません。

そのためには、参議院で過半数の賛成する議員の確保にあります。

私は最近の国会、これを動かす国会議員の言動に疑問を感じております。

なぜならば、地方は特に市町村は、合併特例法に基づいて、市町村合併に取り組み、行財政改革に取り組んでおりますが、国は総てが政局と衆議委員選挙の論争ばかりであり、国民にとって最も関心のある税制問題は本音の政策論争がなく、また真の構造改革と財政再建に取り組む姿勢が見えないからであります。

特に野党の国会議員に強く感じますが、その中であって、地方選出の民主党、国民新党の議員は、地方の実態を良く理解されて行動していることも承知しております。

昨年 11 月末の日比谷公会堂で開催されました、道路整備促進を求める全国大会では、石原東京都知事、東国原宮崎県知事等と共に、「私は民主党だが、暫定税率の延長は賛成であり、賛成はどうしても必要である」と強く決意表明された議員もいましたが、国会議員たる者、二言はないものと信じております。

何れにしても暫定税率が継続されませんと、財政再建に取り組む本町は、極めて大きな打撃を被ると共に都市計画事業等の道路関連事業ができなくなります。

したがって、議員各位のご理解とご協力をいただいて、衆参国会議員、国土交通省等に道路特定財源の暫定税率の堅持を強く要望してまいりたいと考えます。

今後ともよろしくご支援とお力添えの程、お願い申し上げます。

本日は平成 20 年第 1 回臨時議会を招集致しましたところ、早速ご参集賜り誠に有り難うございます。

本臨時会に提案いたします案件は、本庁舎改造工事に係わる契約の締結と、町民税非課税世帯への灯油購入費助成金、障害児送迎事業等を計上した一般会計補正予算の 2 件であります。内容の詳細につきましては、後刻説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

本年は例年になく、降雪が少なく、町内の幾つかのスキー場は営業に支障が出ており、雪乞いをする毎日であります。今までの状況が異常とは言え、このままの状態ではないと思います。したがって、降雪時の除雪等の対応は万全の体制で臨んでまいります。

議員各位のお力添えをお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

## 開 議

議 長 (傳田創司君) ご挨拶頂きまして大変有り難うございました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、議事を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。  
 1番 前田善成君、  
 11番 久保秀雄君 を指名いたします。
- 

## 日程第2 会期の決定

- 議長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
 お諮りいたします。  
 本臨時会の会期につきましては、先ほど議会運営委員会にも諮りまして、本日1日限り  
 としたい考えであります。これにご異議ございませんか。  
 （「異議なし」の声あり）
- 議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
 よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 

## 日程第3 議案第1号 みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結について

- 議長（傳田創司君） 日程第3、議案第1号、みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結についてを議題といたします。  
 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。  
 （事務局朗読）
- 議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。  
 町長鈴木和雄君。  
 （町長 鈴木和雄君登壇）
- 町長（鈴木和雄君） 議案第1号、みなかみ町本庁舎改造工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。  
 当本庁舎につきましては、昭和56年10月に着工し、昭和58年3月に竣工したものであり、今年の3月で築25年になります。  
 今回の改造の内容は、5階部分の会議室をオープンフロアの事務室に改造し、それに伴う空調機器等の改修、及び4階の風除室に日直室を設置することが主なものであります。  
 その他には、6階の空調の改修、屋根の防水工事、外壁タイルの補修等であります。  
 事務室の改造は機構改革に伴い、新たに環境課の一部と保健師が本庁に入りますので、事務室を拡大するものであり、日直室の設置は、土日等の来客に対応するものであります。  
 その他の改修は、建設以来、傷みのひどい部分を改修するものであります。  
 去る1月15日に行われた指名競争入札の結果、契約金額1億3,650万円で、須田建設株式会社を契約の相手方として請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。  
 よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

します。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号について、質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) 議案第1号の説明書を見させて頂きますと、非常に空調と建築設備の工事が主だと思うのですが、その空調設備と建物改造の比率ですか、例えば、空調がどのくらいで、設備建築部分が6対4とかという、その辺がもしお分かりであれば、参考までにお知らせいただきたいと思います。

議長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) 正確な数字では弾いておりませんが、凡そであります空調設備部分が4割5分ぐらいで、5割5分ぐらいが建物の改造というような状態であります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番(森下 直君) 基本的な入札制度の関係をお聞きしたいと思います。

今回の場合は、Aクラス8社を入札対象としたと聞いておりますが、そのうち幸いにし、町内の須田建設が請け負うことに対しては、非常に良かったと思います。

問題は、みなかみ町にAクラスの業者が何社あって、できればそういう方々を入札に参画をするということで取り計らいを今後お願いしたいということでもあります。

と申しますのは、町は町内の業者を育成するという立場にもあると思いますので、この辺を十分理解をしていただき、町内業者も非常に仕事もなく経営困難となっておりますので、Aクラスの業者が何社あるのかということと、今後、入札に取り入れていく方向についての考えをお聞かせ下さい。

議長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) Aクラスの建設業者については、今手元に資料がないので分からないのですけれども、Aクラス業者の中においても、1級建築士がいるAクラスの業者もあれば、いない業者もございます。それから実績等もございます。それから現在、受注を受けている等の状況もございます。そういったことから、町のAクラス業者から、選定したということでございます。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) Aクラス業者の指名をというお話でございますが、要望として承っております。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 今回の発注の内容を見ますと、いろいろ性質の違う工事があります。それを一括して、発注したのはどうしてかということと、それから工事毎に分割すれば、Bクラスの業者も指名入札に入れるのではないかと感じます。

一括した場合、多分下請けに出すということが想定されると思いますけれども、下請けに選定通知書のようなものを取っているのかどうかということと、あと住民の税金を使って事業をやるわけですから、その事業によって労働者が、低賃金で雇われているというケースが非常にあります。ですから住民の税金でワーキングプアを作るとということが非常に

困るということがありますので、下請けに出す場合の雇用通知書のようなものを労働者に出すように指導しているのかどうかというのをお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 今回の改造工事では、先ほど説明させて頂きましたように、建物改造が大体5割5分ぐらいで、あとは設備改修でございます。

ただ、これらについての財源は、合併特例債を活用させて頂く予定で、庁舎改造については、まちづくり計画にもきちんと登載されておりまして、合併をして、本庁舎が旧月夜野町の庁舎になるということで、他2町村の職員もみなさん、ここに来るわけですから、当然合併特例債の活用は該当すると、ただし、合併特例債は改修は該当にならないというのです。ですから改修だけを別にしてしまうと、これは合併特例債使用の理由になりません。そういう中で、あえて改造工事ということで、事務室の改造をして、それに合わせて空調機器を改造し、あとは必要な部分を改修するという事で対応しております。

そういうことで、一括で発注したいということでございます。

また、下請けについては、この契約締結がご議決頂ければ、業者の方とその辺の所は、そういうことなのかどうなのか、今のところ、「下請けをこれだけ出す」というような話は聞いておりませんが、そういった協議に入らせて頂きたいと思っております。

また、雇用については、雇用の証明というのは今のところ想定しておりません。

以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 指名委員会で会社を選ぶ、選んでいるわけですから、町内にAクラスに該当する会社が何と何と何があるっていうのはもう分かって話し合っていると思いますので、みなかみ町内のAクラスの会社が何処と何処と何処があるんか教えて下さい。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 先ほど申し上げましたように、今資料を持ち合わせておりませんので正確にはお答えできないということで、恐らく7～8社ぐらいであろうと思うのですが、正確には今答えられないということで申し訳ありません。

議 長（傳田創司君） 9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 大体町内にAクラスで7～8社あるんじゃないかという返答だったと思うんですけど、正確に議会で答えられないっていう状態を出してきて欲しくないのですよね。

此処で議論するわけですから。だから、その資料がこの場で出せないとなれば、これ延期して、資料は出せるような状態になってから、会議を開いて欲しいんですけど。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（10時30分 休憩）

（10時34分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 建築工事のAクラスは8社でございます。

9 番（島崎栄一君） あっちょっと、名前、会社名。

何で言えないんですか。名前、言えば良いじゃないですか。隠す必要ないじゃないですか。

議 長（傳田創司君） 指名業者の公表が差し支えなければ、公表して下さい。

差し支えがあるようならば、そのような答弁をして下さい。

9 番（島崎栄一君） 会社名、言えば良いだけですよ。公的なものでしょ。

Aクラスって公共事業、公的なものなんだから、別に公開して良いのではないのですか。

---

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（10時35分 休憩）

---

（10時36分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） Aクラスの業者名であります。町の要項では、経営審査点数730点以上がAクラスということのみ公表しております。どの会社はその点数以上だという会社名は公表を控えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 会社名を、町内にある会社です。それで名前を言えないっていうのは、公表できないっていう意味が分からないのと、もう一つですね、8社もあるのに今回指名に当たった地元の業者、入っていない業者がたくさんあると思うんですけど、何で町内の業者を入れないんですか。町内1社しか入っていないんですか。何で町内から1社しか入れないんですか。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 請負業者の選定において、町の発注の工事が確実に実施できることと、それから競争によって安価に実施できることが指名競争入札を行う大きな目的でございます。そうした中で、この8社あるのですけれども、経営審査等の点数は730点以上あると、ところがですね、大きな鉄骨造り等の経験のない業者もこの中には入っております。また、社員が1名というような会社も点数的にはAクラスに入っているということで、今までの実績などを踏まえて、参加指名されている全体の中から、8社以上を選定したということでございます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ今、課長が答弁したとおりでありますけれども、選定に当たりましては、指名選定委員会等を受けまして、最終的には私が決定をするわけです。

私の責任と権限の中で、指名した業者が8社でありました。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 町の公共工事に関して、指名競争入札から一般競争入札に移行するということが昨年の9月に決定をされたと、2千万円以上だというお話だったと思いますが、そういうことの中で、今回、なぜ指名競争入札であったか。

先ほど、総合政策課長の答弁の中に、「町で町民の税金を使ってやる仕事であるから、良い仕事を安くやる」ということは当然の話だと思います。

だから、指名競争入札で8社を選んだという答弁だったと思います。

そのことと、条件付き一般競争入札ということと、今、社会の一般的な感覚から、また納税者の感覚から見て、一般競争入札の方が安く良い仕事ができるという認識を多くされているように思うのですけれども、それは工事によって、いろいろなことがあろうかと思えます。条件によって、それは確かにあろうかと思えます。

しかしながら、先ほど総合政策課長の答弁が、その私の感覚とちょっと違う、指名競争入札をするのだということの答弁、その辺がちょっと違うのですが、その辺をなぜ一般競争入札ではなく指名競争入札にしたかということをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 条件付き一般競争入札についてでございますが、この条件付きということになりますと、町内の業者という条件を付けて条件付き一般競争入札を施工したいというふうになります。そうした中で、その前の要項で5千万円以上の8社以上の業者ということなのですけれども、町内にこれだけの実績を持った、また今現在受注している業者も抜いたりしますと、8社に満たないということで町外も含めて指名競争入札にしたということでございます。

条件付き一般競争入札にしなかった理由は、町内を対象にした条件付き一般競争入札となりますと、公告等にかなり時間がかかるということでもありますので、今回は指名競争入札にさせていただいたということでございます。

議長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 時間的に余裕がなかったという答弁だと解釈したのですけれども、9月に決めて、この改修工事に関しても当然やることが決まっていたことだと思うのですよね。

それをなぜ出来なかったかという、まあ時間の問題というのも理解に苦しむことです。

それともう1点、先ほど全員協議会の中で、指名された8社の会社名は公表されました。その中に、町内の所謂、業者が1社だったというふうに私は理解しているのですけれども、先程来、課長の答弁の中に、いろいろな条件を鑑みて選定をしたという話、そういう条件をクリアできたのは1社ということによろしいわけですか。

議長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 時間的な問題なのですけれども、これは昨年から機構改革に取り組んでおりまして、機構改革の大体概要が固まったのが9月で、それから設計の発注をしたということでございます。そして何としても事務室は3月いっぱいまでには改造したいということで、町外業者を相手に公告をして、一般競争入札をしていくということになりますと

非常に時間がかかるということで指名競争入札にしたということでございます。

それから該当する会社は1社だけかというご質問ですが、1社だけではないとは思いますが、ただ、それはそういった中で選定をしていくわけでありますから、それは執行権は町長の方で決定するというところでございますので、いろいろな実績等を見る中で、町内で指定した業者は1社であったということでございます。以上です。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 今の答弁で、該当する業者は他にもあったと思うという回答だったのですが、けれども、正確に何社あったのかということをお願いします。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 何社あったかというご質問でありますけれども、それはあると思いますよ。資格のある業者はまだ他にもあると思います。

しかし、そういう中から8社を町内外含めて8社を選定、私の責任で行ったわけです。

この業者だったらちゃんとした立派なものをしていただけるだろうということで、今回は指名したわけです。

恐らく、そういう何点以上がAクラスでどうのこうのということから照らし合わせてくれば、あると思いますよ。ある中から、私が8社を選んだのだということです。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 町長が8社を選んだと今仰っていたのですが、指名選定委員会は、いつ開かれて、いつ決めたのかというのを教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 指名選定委員会は、もちろん副町長を中心として、各担当課長等が入って組織されている委員会です。そこでこういう指名でどうだろうということで、答申を私の所にもらうわけですね。決めるのは私です。したがって選定委員会から上がったものが、その通り決まる場合もあるし、決められない場合もあるし、それが今までの現状であります。指名は私の責任であります。そういう中で、決定をしております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

—「質問に答えていない」との声あり—

議 長(傳田創司君) 開催日について答弁できますか。

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

(10時48分 休憩)

(10時50分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) 選定委員会の開催日ですが、12月25日でございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 12月25日の選定委員会の欠席者は分かりますか。

議長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 欠席者はありません。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君に申し上げます。

本件に関する質疑は、すでに3回となりましたので、会議規則第55条の規定によって、今後の発言は許すことができませんのようしくお願い申し上げます。

10番（高橋市郎君） ただ、質問したことについて答弁されてないのですけれども。

議長（傳田創司君） どういう内容でしたでしょうか。

10番（高橋市郎君） 該当するAクラスの業者が8社あるということだけでも、1社しか入っていないくて、他にいろいろな条件をクリアしている業者は何社あるのですかと聞いたら、課長は「他にもあると思います。」という答弁であったわけですね。

それで町長からは、「私の責任によって指名しました。」ということなのですから、何社あるか、答えられないなら答えられないということで良いと思いますけれども、正確に答えてもらわないと。

議長（傳田創司君） それでは10番高橋市郎君の質問に対しまして、再度答弁を願います。

副町長腰越孝夫君。

（副町長 腰越孝夫君君登壇）

副町長（腰越孝夫君） 先程来からお話を伺っていますけれども、私どもは指名に当たって、各担当課から出てきた提案の内容を協議する業者選定委員会というものがございまして、私が委員長を務めております。

今回の場合も、そういういろいろな議論を重ねた中で、最終的に町長の諮問委員会として、答申を出しました。

それで協議の内容については、常にマル秘事項として扱っておりますので、申し上げる範囲というのが限定されるわけでございまして、ご質問等々で答えられない内容もあるということでご理解をいただいて、ご質問等をいただければと思います。

議長（傳田創司君） 10番高橋市郎君、それでご了解頂けますでしょうか。

10番（高橋市郎君） 了解できません。

町長（鈴木和雄君） 今、高橋議員が言っているのは、資格のある該当する業者が何社あるかと言っているわけだよ。あったところで要するに8社あっても、町長は1社しか指名をしませんでしたと、私はね。

10番（高橋市郎君） それは良いのです。何社かなのです。

町長（鈴木和雄君） だから、あと何社あるのかというのを今聞いているのだから、答えてもらわなければね。

10番（高橋市郎君） それは答えてもらわなくちゃ、それは1社だって、決めたのだから良いのです。条件をクリアしている業者。

町長（鈴木和雄君） だから、該当する業者が、あと何社あるのかというのを聞いているのだよね。指名したけれども、違う指名をしているので辞退をしましたということだってあるのだよね。そういうものを全部、精査して行って、指名委員会は選定したのでしょうか、おそ

らく。

10番(高橋市郎君) だから、答えられないならば、答えられないで良いですよ。「あると思いますよ。」と言ったのですよ。「あると思います。」って言ったから、質問したのですよ。

議長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) あると思うというか、要項に基づけば8社なのですね。

それでその中には、社長が一人と社員が一人だけというような業者もAクラスに入っていますよということで、そういったことから、町内の業者からは今回は1社であったということでもあります。

その他に絶対に出来るか、出来ないかということなのですが、それは今、町長も言いましたように、他で受注しているという業者も出来ると言えば出来るのかもしれませんが、そういう現状がある中で選定して今回は1社だったということでございます。

できるということでしたら、要項上ですと8社ができるのだと思うのですが、実際問題はどうかという判断は、選定委員会の中でも、そういった点で実績等はどうかとか、そういったお話の中で決めさせてもらっているということでございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 今、Aランクの中に、社員が一人でという言い方をしたと思うのですが、それを登録するというのは、どういうふうにして、登録名簿に載せるという検討をしたのですか、その辺のところを教えてください。

議長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) 指名参加願いを2年に一回受け付けております。その中で、必要な書類等を提出して頂き、尚かつ経営審査事項という点を提出してもらい、それが730点以上でAクラスでございます。

そういった中で、その会社も入っているということでございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) まず、2点ほどお聞きしたいのですが、先ほど契約についての資金源として、合併特例債であると答弁されましたけれども、合併特例債について、全部国費なのか、町の持ち出しがないのか、その金額。

それともう1点が、合併特例債を受ける上で、修理だと受けられないから、改造という名称にしたとさっき聞き取ったのですが、もしこれを純粋な合併特例債で対処をする建築工事で考えた場合の範囲と、それ以外の修理として考えた場合の範囲というのは、それぞれのくらいの金額で当初見積もってあるのか、そこら辺をお聞きしたいのですが、

分かりますか、意味が。

議長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) 合併特例債ですが、事業費の95%の起債を起すことが出来るということで、後年度、その償還の元利金に対して、70%が交付税措置されるという起債でございます。細かく設計内容を今後詰めていく中で、またこれから申請する段階で、これは

該当しないだろうというものは多分省かれるようなことになろうかと思えます。

ただ、空調を直すのだというのでは合併特例債は恐らく対象にならないのだと思えます。

但し、本庁舎改造が今言いましたように合併に伴いまして、職員がここに入る、それで機構改革を行って、そのために事務室を直す必要があるというためには、空調設備も当然直さなければいけないという理由で申請をしていきたいということでございます。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 区分した場合、どうなのかってことで聞いたわけなので、空調部分ということで今出たわけなのですけれどもね、それだけお聞きしたかったのですがね。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 町としては、改造工事ということで、全部を特例債の対象にしたいと考えておりますが、これから申請がありますので、県といろいろ協議をする中で、その辺の最終的な細かい所が詰まってくるであろうと思えますのでよろしくお願い申し上げます。

今の段階では100%を特例債でしたいということでもありますけれども、申請等をしていく中で、この部分は違うだろうという部分は、特例債の対象からは外れるということですので。大方は特例債でしていきたいということでございます。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 金額をさっきから聞いているのですけれども、答えがないからしようがない、いいのですけれども、答えられないってということでしょうけども。

なぜそれを言うのかって言うと、先ほどいろいろ論議が出ていますけども、この工事についての透明性とか、財政上の問題、所謂、行財政改革を進めるという立場から考えてみれば、できるだけ経費もかけずに安い工事価格で物を仕上げるということが本来の筋だと思えるんですけども、そういう点からしても、それが徹底されていないような感じがするんで、敢えて今の具体的に、もし分けた場合にどうなのかってことで聞いたのです。

その中の一つには、分離発注が可能な工事があったのではないかとということをお聞きしたいわけですね。その場合の金額はどうなのかということをお聞きしたかったのです。

それをもしお答えできなければ、もうしようがないですけどもね。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 分離発注を特例債の申請をするなかで、一体の工事という形で、分離発注は想定しておりませんので、分離発注した場合のここはいくらになる等は現在お答えできません。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 業者の格付けなのですが、確かホームページで格付けの発表をみなかみ町はやっていると認識しているのですけれども、その点についてだけお答えをお願いします。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 業者の格付けなのですが、みなかみ町建設工事請負契約選定要項、これが平成17年10月1日告示第8号で告示されております。

ですから町のホームページで、建築一式工事事業者というのはAクラスが730点以上

ですとか、こういったものが見られるようになっております。ただ業者名は見られません。  
以上です。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) ホームページの中に会社名が載っていて、それに建築、土木、舗装で格付けが付いているはずなのですけれども。だから、業者名は確認できるはずなのですが、それについてお願いします。

議 長(傳田創司君) 総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長(林 昭君) 間違いかも知れませんが、私は載っていないというふうに認識しているのですけれども、確認しないと何とも言えないというのが現状であります。すみません。

ですから、要項は載っていると思います。何点以上はということでもありますけれども、業者名が全部と言いますと、かなりの件数がありますから、それを全部載せているというのは記憶にないのですけれども、以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、以上で議案第1号の質疑を終結いたします。

これより議案第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

9 番島崎栄一君。

(9 番 島崎栄一君登壇)

9 番(島崎栄一君) 議案第1号、みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結について反対いたします。

理由はですね、この指名に入れる資格のある町内の業者が入っていない、町内の業者を指名から外す理由がまず分からないということ。

そして、その何で外したのかということ、町長は私が決めましたと言ったのは良いんですけれども、ただ決めた理由についてはマル秘事項であると、そういう中で、何も分からない中で賛成だけしてくれてというのはおかしいと思います。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

1 5 番河合幸雄君。

(1 5 番 河合幸雄君登壇)

1 5 番(河合幸雄君) 議案第1号、みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結について賛成討論を行います。本庁舎改造は、市町村合併による本庁舎改造であり、将来にわたって効率の良い事務の執行にも必要性があります。また今回の改造は合併特例債を財源とするものであり、早急に実施すべきだと思います。以上で賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に、反対討論の発言を許します。

7 番原澤良輝君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 議案第1号、みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結について反対討論を行います。

財政状況が厳しいことは、皆さんもご存知のことと思います。築25年と言いますけど

も、近くの町村と比べても比較的新しい庁舎に1億3千万円もかける必要はないと思います。インフルエンザの追加支出が350万円ぐらいなのですが、これはカットをされており、水上の給食センターも非常に老朽化が進んでいるので、緊急的に対処しなければならない事業があるのではないかと思います。少しの不便は我慢をしても、必要な事業にまわして、機構改革と言いますが、機構改革の財政再建にも一助となるようにということでやっています。ですから財源があれば、財政再建の方に振り分けるべきということをお願いして反対討論とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。

議案第1号、みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第1号、みなかみ町本庁舎改造工事の請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第2号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について

#### 日程第5 議案第3号 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）について

議 長（傳田創司君） 日程第4、議案第2号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について、日程第5、議案第3号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第2号及び第3号について、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第2号、一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,275万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億2,125万4千円とするものであります。

今回の歳出補正は、2款総務費、3款民生費及び6款農林水産業費であります。

2款総務費は、公共施設の統廃合等検討委員会に係る委員報酬であります。

3款民生費は、社会福祉費における灯油購入費の助成費用と障害児送迎事業に係る車輛購入費であります。

灯油購入費の助成については、昨今の原油価格の高騰に伴う緊急対策として、群馬県が低所得者世帯や生活保護世帯に対して、灯油購入費等の助成制度を設け、これに係る予算

を1月9日付けで専決処分しました。この制度は平成20年1月から3月までに購入した灯油代に対し、1世帯当たり5千円を上限として、県と市町村が各々2分の1を補助するという内容であります。

みなかみ町は県内でも屈指の寒冷地であり、この制度を緊急に活用しなければならないと判断し、1千万円の補正予算を措置するものであります。

なお、町内の該当世帯は最大でも2千世帯程度と思われませんが、現在、該当世帯等の抽出作業を進めておりますので、ご議決いただきました暁には早急かつ適正な予算執行を図りたいと考えております。

障害児送迎事業については、現在、町内から県立榛名養護学校沼田分園へ11人の子ども達が通学していますが、その通学方法は毎日の各保護者による車の送迎であり、家庭にとって大きな負担となっております。「子どもの送迎のために仕事ができない」、「病気や用事がある場合は学校を休ませなければならない」こと等、子どもに毎日学校に行ってほしい親の希望が許されない状況にあります。

このような状況に鑑み、町はこれまで学校に対して送迎バスの運行を要請してきましたが、残念ながら実現に至っておりません。今後も学校への要請は継続してまいりますので、先取的に、平成20年度から町の事業として障害児の送迎事業を開始したいと考えておりますので、必要な車輛購入費等を増額補正するものであります。

6款農林水産業費は、農地費の小規模土地改良費であります。

かねて地元から要望されておりました師西部地区の農道整備事業に係る県補助金を確保することができましたので、測量委託料、工事請負費等、総額で909万円を増額補正しようとするものであります。

なお、歳出予算総額2,275万1千円に対する歳入であります。1款町税の町民税法人現年課税分1,359万1千円、15款県支出金の灯油購入費助成事業及び小規模土地改良事業に係る県補助金842万円、20款雑入の心身障害者年金費74万円を増額補正したものであります。

次に、議案第3号、水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の予算に資本的収支では、支出を693万円増額し、支出総額3億4,340万3千円に、収入を693万円増額し、総額2億6,010万1千円とするものであります。

歳出補正、1款1項建設改良費の増額693万円は、県道渋川～下新田線の村主橋架け替えに係る水道管の添架工事であります。歳入補正、1款2項工事負担金の増額693万円は同添架工事に係る群馬県からの工事費負担金であります。

以上が両議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご決議下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) 次に議案第3号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 議案第2号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について賛成討論を行います。

1月12日にインド洋でアメリカ軍に給油をする新テロ法案が衆議院で再可決されました。憲法9条に違反して、海外で自衛隊が行動する新テロ法案を憲法の既定を盾に再可決するというのは、非常に矛盾した行動で理解に苦しむのですが、最近の原油高による石油製品の高騰が暮らしと営業を直撃しています。アメリカにただで給油するなら、家の自動車にガソリン、家のストーブに灯油を給油したいというのが国民、町民の声でした。

12月の県議会でも日本共産党の早川県議が原油高で困っている県民に灯油の助成の必要性を訴えていますし、群馬県農民連も農業用の燃料の異常値上がりに対する対策を県に要望しております。

県の予算計上に伴い、町も半分を負担するというものです。申請漏れが無く、該当者が利用できるように連絡等の措置を取ることを要望します。また障害児の送迎車も入っており、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第3号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 字句等の整理委任について**

議 長（傳田創司君） 日程第6、字句等の整理委任についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

今臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、字句等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

---

議 長（傳田創司君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

---

**閉 会**

議 長（傳田創司君） これにて平成20年第1回（1月）みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

（ 11時23分 閉会 ）